

令和3年4月20日

野木町農業委員会第10回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第10回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年4月20日(火) 午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
  - 会長 9番 黒 須 市 郎
  - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
  - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
  - 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
  - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
  - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農用地利用集積計画の策定について
  - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
  - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について
  - 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について



「議 事」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。  
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。  
（異議なしの声あり）  
異議なしの声を受け、議席番号3番 古澤清一郎委員、4番 渡邊初枝委員を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。  
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第1号 受付番号57について説明。  
友沼 1筆 3,097㎡ 登記簿・現況ともに 田  
譲渡人 A氏  
譲受人 B氏  
権利の移転 贈与による所有権移転  
事由の概要 農業経営規模拡大のため
- 議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。
- 6番委員 4月13日、2番委員、地元担当の3番委員、地元推進委員とB氏とその父C氏の立会いのもと現地調査を行った。  
B氏は友沼中古屋にて水稻、麦、梨を作付けされている現在59歳の農家である。40歳の時に会社を退職し、就農された。  
申請地はC氏の父が亡くなった際に、C氏の弟であるA氏相続された。しかし、A氏は会社員であったため、今日までC氏が作付け・管理されていた。その経緯もあり甥であるB氏への生前贈与による申請にいたった。  
B氏も熱心に農業に従事されていることから許可が適当だと考えられる。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。
- 3番委員 調査員の報告のとおり、問題ありません。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）  
質疑が無いため、議案第1号 受付番号57について許可することに賛



成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第1号 受付番号1、2について関連があるため一括して事務局の説明を求めた。

事務局

議案第1号 受付番号1、2について説明。

若林 1筆 2, 376㎡ 登記簿 山林・現況 畑

若林 1筆 3, 531㎡ 登記簿 山林・現況 畑

譲渡人 D氏・D、E、F氏

譲受人 G氏

権利の設定 賃借権の設定

事由の概要 新規就農のため

議長

若林地区担当調査委員の報告を求めた。

8番委員

4月15日、1番委員、地元担当の9番委員、地元推進委員とG氏、D氏立会いのもと現地調査を行った。

G氏43歳は、野木町地域おこし協力隊として活動していた経緯があり、任期満了に伴い、申請地を賃借して有機農業にて新規就農する。

申請地は、少し大きく感じられるが、有機農業は空いている圃場に草を生やして、すき込み肥料としながら作付けしていくため問題はない。

また、近隣圃場に有機農業に取り組んでいる方もいるため立地条件として適切だと思われる。

今後、作業についてはご主人と協力して行っていくとのことである。

議長

質疑はないか諮った。

2番委員

有機農業ということで無農薬での栽培だと思いましたが、病害虫が発生してしまい、近隣に迷惑がかかる場合は薬剤散布等の対応が必要だと考えられるが、D氏はどのように考えられているのか。

8番委員

無農薬で行うため、薬剤散布ではなく別の方法で対応するのだと思われる。

1番委員

申請地の南側は住宅、東側は山林、北側に小麦、西側に太陽光発電になっており、野菜畑には隣接していない状況である。

住宅地への影響が懸念されるが、住民の方の中には薬剤散布を嫌がる方がいる。しかし、有機農業においてはその心配はないとG氏、D氏は考



えていた。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

9 番委員 調査員の報告のとおりである。もし病害虫が発生してしまった場合は状況に応じてG氏に対応していただければ良いのではないか。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第1号 受付番号1、2について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第2号農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第2号について説明  
整理番号3-6  
新規 佐川野 1筆 4,739㎡ 現況 田  
設定する者 H氏  
設定を受ける者 I氏  
期間 令和3年5月1日から令和13年9月30日  
利用権の種類 賃借権  
借 賃 10aあたり米1俵  
借賃の支払時期 毎年11月までに支払い  
  
整理番号3-7  
更新 南赤塚 2筆 1,817㎡ 現況 田  
設定する者 J氏  
設定を受ける者 K氏  
期間 令和3年5月1日から令和8年4月30日  
利用権の種類 使用賃借権  
  
整理番号3-8  
新規 潤 島 4筆 7,008㎡ 現況 田  
設定する者 L氏  
設定を受ける者 M氏  
期間 令和3年5月1日から令和13年9月30日  
利用権の種類 使用賃借権

整理番号 3-9  
新規 潤 島 2筆 2,312㎡ 現況 田  
設定する者 N氏  
設定を受ける者 O氏  
期間 令和3年5月1日から令和13年3月31日  
利用権の種類 使用貸借権

整理番号 3-10  
新規 野 木 1筆 4,072㎡ 現況 田  
設定する者 P氏  
設定を受ける者 Q氏  
期間 令和3年5月1日から令和13年4月30日  
利用権の種類 賃借権  
借賃 10aあたり15,000円  
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-11  
新規 友 沼 2筆 6,191㎡ 現況 田  
設定する者 R氏  
設定を受ける者 S氏  
期間 令和3年5月1日から令和6年4月30日  
利用権の種類 賃借権  
借賃 10aあたり11,000円  
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-12  
新規 友 沼 3筆 6,434㎡ 現況 田  
設定する者 T氏  
設定を受ける者 S氏  
期間 令和3年5月1日から令和6年4月30日  
利用権の種類 賃借権  
借賃 10aあたり11,000円  
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-13  
新規 南赤塚 15筆 16,443.3㎡ 現況 田  
設定する者 U氏  
設定を受ける者 V氏



期間 令和3年5月1日から令和13年4月30日  
利用権の種類 賃借権  
借賃 10aあたり5,500円  
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-14

新規 中谷 2筆 1,709㎡ 現況 田

設定する者 X氏

設定を受ける者 Y氏

期間 令和3年5月1日から令和6年4月30日

利用権の種類 賃借権

借賃 10aあたり米1俵

借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

議長

質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑が無いため、議案第2号について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め承認することを告げた。

次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局

報告第1号について説明。

(1件目)

友沼 1筆 222㎡ 登記簿・現況ともに 畑

権利を取得した者 Z氏

権利取得日 令和3年3月3日

取得した権利 相続による所有権

(2件目)

友沼 3筆 501㎡ 登記簿・現況ともに 畑

権利を取得した者 AA氏

権利取得日 令和3年3月3日

取得した権利 相続による所有権

議長

この案件は調査不要であることを告げ、次に報告第2号農地法第5条1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の説明を求めた。



事務局 報告第2号について説明。  
友 沼 1筆 280㎡ 登記簿・現況ともに 畑  
譲渡人 AA氏  
譲受人 AB、AC氏  
事由の概要 住宅敷地  
移転の内容 売買による所有権移転

議長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第3号農業経営責任者変更届の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号について説明。  
(1件目)  
届出人 AD氏  
変更前の経営責任者 AE氏  
変更後の経営責任者 AD氏  
変更理由 死亡のため

(2件目)  
届出人 S氏  
変更前の経営責任者 AF氏  
変更後の経営責任者 S氏  
変更理由 死亡のため

議長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げた。  
議案第1号から第2号、報告第1号から第3号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 ①農業委員会緊急連絡網について  
②軽油取引税に係る免税措置の延長について  
③農地の賃借について  
④令和4年度農林関係税制規制要望について  
⑤農業委員会事務局職員歓送迎会について

議長 他に何かあるか諮った。(別になしの声あり)  
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時)